

令和8年6月市議会定例会 提案説明

本定例会に提案いたしました諸議案の説明に先立ちまして、所信の一端を申し述べさせていただきます。

1. はじめに

中東地域における緊張の高まりや、長期化するウクライナ情勢の影響を受け、エネルギー資源や原材料価格の高騰が続いております。こうした世界的な物価高は、輸入コストの増大などを通じ、我が国の経済活動のみならず、本市の市民生活や地域経済にも大きな影響を及ぼしております。

本市におきましては、これまでも必要な施策を迅速かつ切れ目なく講じてまいりました。このたびの6月市議会定例会におきましても、物価高騰の影響を強く受けている生活保護受給世帯などの低所得世帯に対する光熱費助成や、燃油・原材料価格の高騰などに直面している中小企業者に対する低利融資に係る利子助成など、市民生活の下支えと地域経済の安定を図るための関連予算を計上しております。引き続き、経済情勢や国の動向を注視しながら、時機を逸することなく、適切な対応に努めてまいります。

去る3月29日に行われた市長選挙におきまして、多くの市民の皆様から温かいご支持をいただき、引き続き市政の重責を担わせていただく

こととなりました。市民の皆様から寄せられた大きな期待と信頼の重さを改めて胸に刻み、今後4年間、鳥取市のさらなる発展に向け、誠心誠意、全力で市政運営に取り組んでまいります。引き続き、議員各位のより一層のご支援、そして力強いご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

2. 政策公約の実現

それでは、今議会で提案しております予算案に関連し、新たな取り組みなどを政策公約の柱に沿ってご説明申し上げます。

第1は、「みなさんがいきいきと暮らしやすく、住み続けたいまち」です。

I みなさんがいきいきと暮らしやすく、住み続けたいまちにします

(1) 鳥取駅周辺再整備

私は、市長選挙において、市民の皆様にご3つの公約を掲げ、その実現をお約束いたしました。その中でも、鳥取市の未来を左右する重要な挑戦が、鳥取駅周辺再整備を核とした中心市街地の再生です。

人口減少や若者流出、まちなかの空洞化が進むなか、このまま何もしなければ、まちの活力はさらに低下していきます。だからこそ今、次の世代に誇れる鳥取の未来をつくるため、大胆かつ戦略的な一歩を踏み出さなければならないと考えております。

鳥取駅周辺は、本市の「顔」であり、人・モノ・情報が行き交う交流拠点であります。このエリアを、単なる交通結節点としてではなく、「人が集い、学び、交流できる未来創造拠点」へと再生してまいります。

現在、本年8月の整備計画素案の公表に向け、鋭意取り組んでいるところでありますが、その際には、施設配置や空間構成だけではなく、市民の皆様が将来のまちの姿をより具体的に感じていただけるよう、駅周辺エリアの完成イメージを体感できる3D映像を制作し、市役所本庁舎をはじめとした各所で、開催時間中、いつでも自由にご来場いただき、気軽に対話できる説明会を開催してまいります。

まちづくりは、行政だけで進めるものではありません。市民、事業者、関係団体の皆様と将来像を共有し、一緒になって取り組んでいくことが何より必要です。そのため、鳥取駅周辺だけでなく、中心市街地全体の将来像や取組方針を示す「(仮称)鳥取市まちなかランドデザイン」の策定にも着手し、官民が同じ方向を向いて挑戦できる環境を整えてまいります。

これらの取り組みを一体的に進めることで、中心市街地に新たな賑わいと投資を呼び込み、市民の皆様から「やっぱり鳥取に住んで良かった」また若者や子育て世代から「鳥取に住みたい」「鳥取で挑戦したい」「いつか鳥取に戻りたい」と思っただけのまちを実現してまいります。

私は、この鳥取駅周辺再整備を、単なる公共事業ではなく、「鳥取の未来への投資」であると考えております。市民の皆様とともに、未来に希

望を持てる鳥取の新しいまちづくりに、全力で取り組んでまいります。

(2) 子育て・教育環境の充実

こどもの居場所づくりが求められるなか、本市では、放課後児童クラブの充実や地域食堂の運営支援など、こどもたちが安心して過ごせる環境づくりを進めてまいりました。こうした取り組みは、令和6年8月に開催した「こども未来会議」においても提言されており、今後は、市民の皆様身近な公共施設である地区公民館を、これまで以上に、こどもたちが自由に立ち寄り、安全に楽しく過ごせる場として活用してまいります。

今年度から順次、地区公民館を「こどもの居場所」として、平日夕方や長期休業中などに、こどもたちが安心して過ごせる環境を整備するとともに、体制づくりを進めてまいります。

また、こどもたちが健やかに成長できる環境を整えるためには、居場所づくりに加え、日々の食を支える学校給食の充実も重要です。昨今の食材価格の高騰により、学校給食におきましては、十分な食材の確保や地産地消の維持が難しい状況にあることから、「鳥取市学校給食のあり方検討委員会」の提言を踏まえ、今年度、給食単価を適切な水準へ見直しました。そのうえで、保護者の皆様の経済的負担の軽減を図るため、その上昇分は本市が負担することとしております。

あわせて、より支援を必要とする準要保護世帯に対しては、支援割合を拡充するなど、すべてのこどもたちに、安心して栄養バランスの取れ

た学校給食を、将来にわたって提供できるよう取り組んでまいります。

(3) 地域共生社会の実現

人口減少や少子高齢化が進むなか、家庭や地域が抱える福祉課題はますます複雑化しており、これまで以上に人と人とのつながりや、地域での支え合いが重要となっております。

本市では、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で自分らしく、共に支え合いながら、安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現を目指し、地域福祉活動の推進、高齢者支援、障がい者支援、孤独・孤立対策、重層的支援体制の強化などに取り組んでいるところです。

本年4月より、近年増加している身寄りのない高齢者などの生活課題に寄り添うため、相談窓口や支援サービスの運営をNPO法人に委託し、きめ細やかな支援体制を構築いたしました。この支援の輪を地域全体に広げるため、医療・介護事業者をはじめ関係機関の支援体制の充実を図るための対応事例集や、事業周知を図るためのガイドブックの作成に取り組んでまいります。

また、障がいのある方が、地域のなかで自立した日常生活を送ることができるよう、その活動や居住の場となる社会福祉施設などの整備についても、引き続き、しっかりと支援を行ってまいります。

地域共生社会の実現に向けて、市民の皆様や地域団体、福祉事業者、

民間企業、社会福祉協議会をはじめとする関係機関の皆様と連携・協働し、これらの施策を着実に進め、市民一人ひとりが安心して暮らせるまちづくりを実現してまいります。

(4) 防災力の向上

佐治町を中心に甚大な被害が発生した、令和5年8月15日の台風第7号災害から、間もなく3年となります。

市民生活の安全・安心を確保するためには、台風第7号災害や能登半島地震をはじめとする全国の大規模災害を教訓とし、激甚化・頻発化する災害に的確に対応できる強固な防災体制を構築していくことが重要です。

このため、本市では、全国の被災地で災害関連死が多発する事例を踏まえ、簡易ベッドなど、避難所環境の改善に必要な資機材の整備を計画的に進めており、今年度からは、要配慮者の方の使用を想定した資機材の拡充にも新たに取り組んでまいります。

また、避難所における、マイナンバーカードなどを活用した受付システムや、早期に罹災証明を発行するための建物被害認定調査支援システムを新たに構築するとともに、さまざまな被災者情報をシステム上で一元管理するなど、防災DXを活用し、被災者支援の迅速化を図ってまいります。

あわせて、市民の皆様へ、消防団活動の重要性と魅力を効果的に伝えるための紹介動画などの作成や、総合防災マップのリニューアルを進め、自助、共助、公助それぞれを強化することで、本市の防災力のさらなる向上

につなげてまいります。

(5) 安心して暮らし続けられる地域づくり

本市の中山間地域においては、生産年齢人口の減少や少子高齢化の進展により、農林水産業をはじめとする第一次産業や地場産業など特色ある地域産業を維持していくことが困難な状況になりつつあります。

こうした状況のなか、地域産業の担い手確保のため、複数の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出し、地域の事業者に担い手を派遣する「特定地域づくり事業協同組合」の設立と運営を支援し、地域産業の維持、活性化を図ってまいります。

また、生活スタイルや価値観の多様化などを背景に、町内会加入世帯数は減少傾向にあり、役員のみならず手不足や活動に参加される会員の減少なども、町内会の運営に影響を及ぼしています。町内会は、災害時における共助、日常的な見守り活動など、安全で安心なまちづくりの基盤であり、その維持・存続は本市にとって喫緊の課題と考えております。

町内会が行う運営見直しやデジタル化、多様なあり方の模索など、柔軟で先進的な取り組みを応援し、さらには他の町内会に向けた横展開を図ることで、市民の皆様が、住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができる持続可能な地域づくりを進めてまいります。

第2は、「地域経済の活性化」です。

Ⅱ 地域経済を活性化します

(1) 民間投資を促進し新たな雇用と活力を創出

本市は、令和5年度に環境省の脱炭素先行地域に選定されて以降、官民連携のもと、若葉台エリアにおいて、戸建住宅への太陽光発電設備や蓄電池を初期費用の負担なく導入できる住宅用PPAサービス、また事業所向けの業務用PPAサービスなどを推進してまいりました。

事業の中盤を迎える今年度は、佐治町エリアにおいて、民間企業との連携により、佐治川での小水力発電所の整備に着手するとともに、若葉台エリアでは遊休地を活用した大規模太陽光発電設備の導入など、地域共生型の再生可能エネルギー電源開発を促進してまいります。

これらの取り組みは、脱炭素社会の実現にとどまらず、新たな地域経済の成長を創出する戦略的な投資機会でもあると考えております。今後とも、脱炭素先行地域の取り組みを着実に進め、民間投資を促進するとともに地域住民の皆様にもメリットを実感いただけるよう努め、持続可能なまちづくりを進めてまいります。

(2) 農林水産業の活性化

本市は、令和8年3月に、「人づくり」「モノづくり」「地域づくり」により「魅力的で稼げる農林水産業」を創出し、豊かで暮らしやすい農山漁村を次世代へとつないでいくことを目標に、「鳥取市農林水産業振興

プラン」を策定しました。

このプランの基本目標である「6次産業化と農商工連携の促進」、そして「販路の拡大と地産地消の推進」を強力に推進するため、農林水産部と経済観光部のそれぞれで行っていた関連業務を整理・統合し、「販路開拓・企画室」を新設いたしました。今後は、庁内連携を一層強化し、本市の農林水産物の魅力を最大限に発信するマルシェや商談会、ブランド化や6次産業化などの取り組みを一体的に進め、本市製品の販路拡大につなげてまいります。

また、スマート農業機器の導入支援を積極的に実施するとともに、スマート林業を加速させるため、森林整備の効率化や省力化につながる機器などの導入を支援いたします。これにより高齢化や担い手不足の課題解決を図るなど、持続可能な経営体制の構築を目指し、本市の農林水産産業を活性化させ、「魅力的で稼げる産業」への転換を実現していきます。

(3) 若者・女性・移住希望者に選ばれるまちづくり

現在、本市では、市報や公式ウェブサイトをはじめ、TV、ラジオ、公式LINEなど様々な媒体を用いて情報発信を行っております。情報発信と情報収集について、これまで以上に意を用いながら、特に若者世代にとって身近なSNSの活用をより一層強化します。あわせて、行政からの一方的な発信にとどまることなく、多様な世代との双方向のコミュニケーションを通じて得られた貴重なご意見を、市政運営へフィード

バックする仕組みを拡充してまいります。

また、情報発信とあわせて、若者や女性が、ここで働きたいと思える環境づくりも重要であり、鳥取商工会議所「とっとり未来づくり特別委員会」と連携し、若者や女性にとって働きやすい職場環境の向上に向けた交流イベントを実施するなど、官民が一体となって魅力ある職場づくりを推進してまいります。

さらに、本市独自の子育てアプリ「おやこ手帳」や本市公式ウェブサイトなどで、育児方法や産後ケアなどの支援情報を配信することにより、子育て家庭が孤立することなく、安心して子どもを育てられる環境づくりを推進してまいります。

とっとり若者地方創生会議や若手職員プロジェクトチームからは、「地域とのつながりや魅力を知る大学生が地域に定着している事例が見られる」との報告をいただいております。この知見を活かし、市内の大学が、在学生を対象に実施する麒麟のまち圏域の自然や文化、企業、観光地などの魅力の浸透を図る取り組みを支援することで、将来的な地元就職を促進し、若者定住につなげてまいります。

これらの取り組みについて、市の若手職員も積極的に加わりながら、若者や移住希望者、女性や子育て世代など、求められる情報を効果的に発信する「戦略的な広報」を、全庁一丸となって展開し、多くの方に選ばれたまちづくりを実現してまいります。

第3は、「にぎわいあふれるまち」です。

Ⅲ にぎわいあふれるまちにします

(1) 中心市街地から全市域へ賑わいを波及

令和7年度に、鳥取駅前における新たなビジネス拠点として、「鳥取市まちなかビジネス共創スクエア」を整備いたしました。

今年度はこの共創スクエアを拠点に、県外企業の誘致に向けたプロモーション活動を進めるとともに、起業・創業に関する相談対応、事業変革に関するセミナーの実施、若手社会人と中高大学生との交流機会の創出などを進めてまいります。

加えて、国の「地域活性化起業人」制度を活用し、本市、鳥取大学、そして知財面などで豊富な知見を有する事業者、「産・学・官」が連携することで、鳥取大学の有する研究成果や研究テーマなどを生かした新規ビジネス創出を、このたび整備した「鳥取市まちなかビジネス共創スクエア」からスタートさせてまいります。

これらの施策を通じて、鳥取市まちなかビジネス共創スクエアを起点として、駅前エリアの賑わいを創出し、その波及効果を中心市街地、さらには全市域へと広げてまいります。

(2) 文化芸術の推進

本市には、市民の文化芸術活動の拠点となる施設として、市民会館、

文化センター、文化ホール、福祉文化会館の4つの施設があり、いずれも供用開始から50年前後が経過していることから、施設や設備の老朽化が課題となっています。

令和6年2月には、これらの施設の再編を含む文化施設の基本的な方向性を示す「ホール等文化施設のあり方に関する基本方針」を、そして令和8年3月には、この基本方針を踏まえ、新たな文化施設の目指す方向性や整備の考え方をまとめた「新たな文化施設の整備に関する基本構想」を策定いたしました。

本年度からは、より具体的な整備箇所や施設の規模などを定める基本計画の策定に向けた調査を進めるとともに、老朽化が進む市民会館の空調など、必要な設備改修を速やかに実施してまいります。

(3) 観光地の磨き上げ

今年のゴールデンウィークの8日間における鳥取砂丘周辺の観光入込客数は125,541人となり、前年同期を上回りました。特に砂の美術館は、前年同期から18%増となる39,119人が訪れるなど、あいにくの天気にもかかわらず、多くの観光客で賑わいました。

本市では、こうした鳥取砂丘を訪れる観光客に、鳥取城跡へも足を延ばしていただき、自然・歴史・文化を活かしたにぎわいあるまちづくりを進めるため、昨年3月に「第2期鳥取城跡にぎわい交流ビジョン」を策定いたしました。このビジョンに基づき、鳥取城跡の魅力を発信し、

にぎわいを創出する拠点として、久松公園米蔵跡の再整備とともに、休憩施設やバリアフリートイレを備えた複合型ビジターセンターの整備を、令和10年度末の開業に向けて進めてまいります。

また、株式会社スーパーホテルからの企業版ふるさと納税を活用し、鳥取三十二万石お城まつりにあわせてドローンショーを開催するなど、夜の新たな魅力創出を図り、鳥取城跡のさらなる磨き上げを進めてまいります。さらには、鳥取市観光コンベンション協会への専門人材の配置などにより、一次産業と観光、物産振興の連携を強化し、滞在型観光の推進による地域経済の好循環を生み出してまいります。

3. 議案の説明

それでは、本定例会に提案いたしました諸議案につきまして説明申し上げます。

議案第75号から議案第78号までは、一般会計及び特別会計の補正予算でありまして、ただいま申し述べました施策に関連した経費などを計上しております。

議案第79号は、地方税法の一部改正に伴い、寄附金税額控除にかかる規定を整備するほか、所要の整備を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第80号は、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、所要の整理を行うため、関係する条例の一部を

改正するものです。

議案第 8 1 号は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第 8 2 号は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第 8 3 号は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第 8 4 号は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第 8 5 号は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第 8 6 号は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、所要の整備を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第 8 7 号は、鳥取市佐治町尾際生活改善センター及び鳥取市佐治町河本コミュニティプラザを廃止するため、関係する条例の一部を改正

するものです。

議案第 88 号は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る葬祭補償の額を改定するため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第 89 号は、過疎対策事業債の活用事業などを、鳥取市過疎地域持続的発展計画に位置付けるに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第 90 号は、議案第 87 号に関連し、鳥取市佐治町尾際生活改善センター及び鳥取市佐治町河本コミュニティプラザを地元自治会へ無償譲渡するに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第 91 号は、旧湖南中学校校舎の一部を利活用し、地域活性化を図るため、山川淳一氏に無償貸付けするに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第 92 号から議案第 95 号までは、それぞれ岩美町、若桜町、智頭町及び八頭町と鳥取クレール射撃場の運営に関する事務の委託に関する規約の一部を変更するための協議を行うに当たり、必要な議決を得ようとするものです。

議案第 96 号は、令和 7 年度の一般会計予算について、特別交付税の決定などを受けた、財政調整基金などへの積み増しなどに伴い、令和 8 年 3 月 31 日に補正予算を専決処分しましたので、報告し承認を得ようとするものです。

報告第 8 号は、令和 7 年度一般会計予算のうち、令和 8 年度への繰越

明許費に係る繰越額について、報告第9号及び報告第10号は、水道事業会計及び下水道等事業会計の繰越額について、それぞれ確定しましたので報告するものです。

報告第11号は、鳥取市債権管理に関する条例に基づき、市の債権を放棄しましたので報告するものです。

報告第12号は、令和8年1月31日、鳥取市扇町地内の市道扇町3号線において、公用車でバックしたところ、車両後部が相手方自動販売機に接触し、破損させた事故の損害賠償の額及び和解について、令和8年5月11日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第13号は、令和8年4月4日、市営住宅出合団地の屋根の一部が、強風により飛散し、隣接地に駐車していた相手方車両のバンパー等に当たり、損傷させた事故の損害賠償の額及び和解について、令和8年5月20日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第14号は、令和7年12月15日、鳥取市安長地内の県道伏野覚寺線を公用車が走行中、相手方車両と交差点内で接触した事故の損害賠償の額及び和解について、令和8年5月25日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第15号は、令和7年10月24日、鳥取市行徳一丁目地内の市道行徳幸2号線で公用車が停止していたところ、市道吉岡街道から右折で進入してきた鳥取市所有の循環バス（くる梨）と接触し、それぞれの車両が破損した事故の和解について、令和8年5月26日に専決処分し

ましたので報告するものです。

報告第16号は、令和8年4月3日、鳥取市立桜ヶ丘中学校敷地において、除草作業を行っていた際、草刈機で石を跳ね、相手方車両の右側後部ガラスを破損させた事故の損害賠償の額及び和解について、令和8年5月26日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第17号は、令和8年4月4日、鳥取市あおや和紙工房の敷地内において、植栽した木の枝が強風により折れて落下し、駐車していた相手方車両に当たり、損傷させた事故の損害賠償の額及び和解について、令和8年5月26日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第18号は、令和8年4月4日、市営住宅西品治北団地の防風パネルの一部が、強風により飛散し、隣接地に駐車していた相手方車両の右バンパー等に当たり、損傷させた事故の損害賠償の額及び和解について、令和8年5月26日に専決処分しましたので報告するものです。

以上、今回提案いたしました議案につきまして、その概要を説明申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。